

令和4年2月10日

保護者各位

児童家庭部長

新型コロナウイルス感染症に係る学童保育所通所自粛について（要請）

日頃より、野田市の学童保育行政にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和4年1月21日から千葉県に「まん延防止等重点措置」が適用されたことにもない、野田市も「新型コロナウイルス感染症に係る家庭内保育のお願いについて」を同日に送付し家庭での保育のお願いをしておりました。しかし、市内の新規陽性者数が増加し続けており、市内学校・児童福祉施設等関係者の感染による臨時休校・休所が複数発生している状況となっています。

このことを踏まえ、より一層の感染拡大防止の強化が必要であること、学童保育所等の機能維持などの観点から、改めて、家庭での保育（通所自粛）を要請させていただきます。

1. 通所自粛要請期間

令和4年2月10日（木）から令和4年2月28日（月）まで

※ 通所自粛を強制するものではありません。

2. 学童保育料について

2月15日（火）から28日（月）までの期間、「新型コロナウイルス感染症予防のための休所願い」を提出の上、学童保育所への通所を自粛した場合は、特例として2月分の学童保育料を免除します。

3. 通所自粛に伴う免除手続について

「新型コロナウイルス感染症予防のための休所願い」に必要事項を記入のうえ、下記の提出期限までにご提出ください。「休所願い」は、学童保育所、児童家庭課で配布しています。また、市ホームページから印刷することも可能です。

なお、「休所願い」を提出した後でも、学童保育所に通所することができますが、その場合月額保育料を請求することといたします。

【提出期限】 令和4年2月15日（火）まで

【提出方法】 通所している学童保育所または市役所1階児童家庭課に持参。

（郵送を希望する場合は、2月15日迄（消印有効）に児童家庭課宛に郵送してください。）

お問合せ先 児童家庭課 子育て支援係
電話番号：04-7123-1093